



特別職の給料及び手当の減額について

本年3月亀山市議会定例会に、特別職の給料及び各手当を減額する条例案を提出します。

長引く景気低迷等により、市を取り巻く経済雇用情勢が厳しさを増す状況において、市長、副市長、教育長及び病院事業管理者の給与につきましては、平成29年2月5日までの間に支給する給料の額及び期末手当を5%、退職手当につきましては20%をそれぞれ減額することとして、実施してきました。

人口減少や少子高齢化の進展などから、今後も市の財政状況は税収減が見込まれるとともに社会保障関係経費の増大も予想されます。こうした状況を踏まえ、平成23年から継続してきました特別職の給料、期末手当及び退職手当の減額支給を、引き続き行おうとするものです。

この給料及び各手当を減額する期間は、平成29年4月1日から平成33年2月5日までとし、減額率はこれまでと同様の、給料及び期末手当は5%、退職手当は20%としています。